TOPICS

8 鹿児島大学における入浴死予防に関する取組

浴室内突然死、いわゆる入浴死は入浴中やその前後に起こる予期しない突然死のことであり、日本では入浴死が諸外国に比べて多いといわれており、特に65歳以上の高齢者の発生率が高いため、今後さらに増加することが予想されている。入浴死の病態としては、脱衣所、浴室、浴槽内の各温度差や、それに伴う血圧変動、いわゆる“ヒートショック”が原因で浴槽内において不整脈、心臓発作、脳虚血が起こることで、そのまま死亡したり、意識を消失し溺死したりすることが想定されているが、法医解剖まで実施される例が少なく、正確な病態機序は十分に解明されていない。鹿児島大学法医学分野では、鹿児島県警察の協力のもと平成18年から令和元年までに鹿児島県内で発生した全入浴死検視例（2,689例）について疫学的調査を実施し、鹿児島県内の各地域別（19か所）に入浴死が有意に発生しやすい環境気温（最高気温・最低気温・日内気温差）を特定した。そして、令和5年11月から令和6年2月までを第1期として、鹿児島県内の各メディア、鹿児島大学法医学分野ホームページ（下図）やLINEアプリ（民間企業との共同開発）を通して、入浴死の危険度に応じて危険・警戒・注意の3段階で「入浴時警戒情報」を発令することで社会実装化し、県内の入浴死の発生を予防する活動を行ってきた。

令和7年度は、入浴時警戒情報の発令第3期目になるが、令和7年11月1日から令和8年2月28日までの間、地元放送局・地元新聞社、鹿児島大学法医学分野ホームページ、LINEアプリ等を通して警戒情報を毎日発表した。入浴時警戒情報の発令期間中の入浴死者数は116人と、発令前の年間104～147人（中央値116人）に比べて大きな変化はみられなかった。一方、死者数のうち60歳代以下は7人（各月平均1.8人）と、発令前の年間12～28人（各月平均4.4人）に比べて統計的に有意に減少した。さらに、60歳未満の死者数は0人であり、これらの変化は入浴時警戒情報を発令した3年間継続されている。また、第1期から第2期までの発令を通して、70歳代以上の方々への周知活動が重要と考え、令和7年度は地域の老人クラブ（10か所、計146名参加）に出向き、入浴死に関する教育講演とLINE登録補助を実施するとともに、社会福祉協議会等と協力して広報のチラシを配布した（約2,000枚）。これらの活動により、LINE登録に関しては70歳以上、80歳以上の登録者数に前年比でそれぞれ45%、70%の増加がみられた。令和7年度も70歳以上の死者数に減少はみられなかったが、今後さらに入浴時警戒情報の周知を図りながら、発令を継続することで鹿児島県内の入浴死者数ゼロを目指したい。鹿児島県内での入浴時警戒情報の有効性が証明された暁には、他県警察の協力を得て、入浴時警戒情報を全国に展開し、入浴死の撲滅を目指したい。

鹿児島大学法医学分野ホームページ上の入浴時警戒情報



出典：鹿児島大学による